

第2回習志野市水道料金のあり方に関する懇話会 会議録

1 開催日時 令和5年10月13日(金曜日)午前9時～午前10時30分

2 開催場所 習志野市企業局 本館3階 A 会議室

3 出席者

【会長】佐藤 裕弥

【副会長】鈴木 敦子

【委員】吉田 茂雄、田村 裕子、渡邊 岩夫

【職員】業務部長 渡辺 裕之、業務部参事 真田 知幸

公営企画課長 米山 悟史、業務部主幹 望月 伸高

4 議題

(1)会議の公開(非公開)

(2)議事録署名委員の指名

(3)議事

①収支見通しについて

②水道料金の現状と今後について

5 会議資料 会議次第

第2回習志野市水道料金のあり方に関する懇話会資料

論説「水道料金の新たな競争と料金政策」(佐藤会長提出資料)

月刊公営企業4月号(第39巻第1号)財団法人地方財務協会

6 議事内容

(1)会議の公開(非公開)

【佐藤会長】習志野市審議会等の設置及び運営に関する指針の第6により原則公開としているため、本懇話会は公開といたします。また、会議録の作成については、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、習志野市のホームページ及び市役所のグラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開したいと思います。

(2)会議録署名委員の指名

【佐藤会長】会議録署名委員については、鈴木敦子委員を指名いたします。

(3) 議事

【佐藤会長】議事にあたりまして、ひとことあいさつさせていただきます。今後、習志野市の水道料金のあり方を検討していくわけですが、つい最近でも広島県内で漏水事故が発生し、学校が休校となって水の利用者だけでなく、教育界・経済界にも大きな影響が出てしまった事故がありました。また、秋田県内でもポンプ施設の浸水被害により断水事故が発生しております。日本全体として、規模の小さいものも含めた漏水事故は1年間に約3万件発生しております。毎日どこかで漏水事故が起きているのが日本の現状です。そのような中、習志野市では、十分な経営管理体制のもとしっかりと維持はできておりますけれども、今後、将来の問題を考えると、経営の基盤の根幹となる料金のことをしっかりと考えていかなければいけないということで、本日の第2回の議事について進めさせていただきます。それでは、議事の①収支見通しについて及び議事の②水道料金の現状と今後について、事務局より一括して説明をお願いいたします。

【米山課長】(資料に基づき説明)

【佐藤会長】ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問など自由に発言をお願いしたいと思います。

【田村委員】吉田委員にお聞きしたいのですが、経費削減のためにどのような対策をされているのか教えていただけますか。

【吉田委員】我々の会社では、水道水、地下水、工業用水と3つの水源のバランスを見ながらコストを抑えるように使用しています。やはり水道水は高いので、地下水を使用するようにしています。経営者として意見を申し上げますと、我々も、円安や物価高騰の影響により値上げをしておりますけれども、あまり利用されないお客様の単価を上げても、経営に影響しないということで、やはり大口需要家をターゲットにしてあげていくことによって収益改善が相当なされます。ですので、売り上げの7割を構成するのが、大口需要家なのか小口需要家なのかを考えながら、どちらをより厚く値上げをしなければいけないのかを考えていかなければいけないと思います。

企業局の売り上げの7割を構成するのが、こういったお客様かわかりませんが、そこを分析したうえで、検討する必要があると思います。逆に上げることによって地下水に転換されても困ってしまいますので、バランスよく上げていかないといけないと思います。

【佐藤会長】事務局から何か補足等があればどうぞ。

【望月主幹】ただいま、吉田委員より7割の需要がどの層にあたるのかとの意見がありました。習志野市の市営水道ですけれども、習志野市は東京に近いベッドタウンということで、工場や商業といった用途よりも一般家庭の割合が多くなっています。また、設置されているメーターの口径は、一般家庭の戸建住宅では20mmのメーターが多く使用されています。20mmのメーターを使用されている方の使用量がおよそ7割となっております。一方50mmから150mmの大きなメーターを使用されているお客様は有収水量のベースで申しますと7%となっております。

【田村委員】全体の7%である大口の需要家についても、使用量は減っているのでしょうか。

【望月主幹】大口の需要家の使用量については、減少傾向にあるというよりも、地下水や工業用水に転換した場合に急激に減少しています。それ以外については、横ばいといった状況です。

【吉田委員】企業としては、採算性を考慮していったん別の方法を考えてしまうと、一度離脱したお客様は戻ってなくなってしまいます。そこは安定的に企業に利用していただくことを考えると、他市町村の工業系で使われている水道料金は参考になると思います。そうでないと、工場を他市に移すことをされて、空洞化にもつながるおそれもあると思います。先ほどの説明だと7割を占めるお客様が一般の需要家ということで、一般の需要家に重きを置いて、値上げをしなければいけないという感触は持ちました。

【望月主幹】需要層が厚い部分を値上げすることによって収益を確保するというのも必要だと考えています。

【吉田委員】あまり大口需要家の料金を抑えて一般需要家の料金を上げると、一

般需要家だけ苦しくなり、大口需要家優遇でないかとの批判もでると思いますが、大口需要家が離脱してしまうと重要な収入が減ってしまいますので、バランスを考える必要はあると思います。

【望月主幹】大口需要家の優遇ではなく、お客様の離脱を防ぐために、大口需要家の単価を安くすることによって収益を維持します。収益を維持できれば、市内全体の料金を上げなくて済みます。大口の需要家が離脱してしまつて収益が減少すると市内全体の料金を上げる必要性が出てきます。我々も施設を維持管理するために、収益を確保しなければなりませんので、一般の需要家の料金を上げなければなりません。大口需要家を優遇するのではなく、給水区域全体のバランスをみて、検討をしていきたいと考えています。

【吉田委員】顧客別の収益状況といいますが、口径20mmの一般需要家の収益状況と150mmの大口需要家の収益状況はどれくらいでしょうか。そちらで採算が取れているのであれば、それほど、値上げしなくてもよいと思います。そもそも、一般の需要家の収益が赤字になっているのであれば、そこは底上げをせざるを得ないと思います。

【真田参事】料金体系における逡増制につきましては、高度成長期における水源確保の必要性から採用してきました。その中で、現在の人口減少社会や供給体制が整ってきている現在においては、有収水量1㎡あたりのコストは一般需要家と大口需要家でそれほど差があるわけではありませんので、平等性という観点から逡増制の緩和というものを検討しております。大口需要家の方に負担してもらおうということで、水道事業を行ってきたわけですが、需要家の離脱等がありますと水道事業の経営自体にも大きなリスクがある中で、逡増制の緩和を可能な限り行って、料金の底上げをしたいと考えています。

【佐藤会長】ただいま、事務局から逡増制の緩和について、話がありました。歴史的に、水源手当等もあつて、大口需要家に高い負担をいただいていたということです。ここで、習志野市の現状を今一度確認しておきたいのですが、今現在、大口需要家のみなさんから給水量を増やしたいとか、大口の新規の申し込みが増えているのか、いかがでしょうか。

【望月主幹】現状は横ばいです。我々の給水区域には工業地帯がありますが、ほ

ば埋まっています。新たな工場が建設される予定もありませんので、今後、大口の需要家が増えていくという見通しはたてておりません。

【佐藤会長】わかりました。これまでは、日本全体もしくは習志野市として大口の需要家の方がいらっしゃるのですが、それに合わせて施設投資をしなければならずコストがかかっていました。そのため、一般の商売の原則からすれば大口のお客様は安くしますが、水道の場合は大口のお客様が高くなっていました。ただ、最近の状況を考えると大口の需要家が水道経営に負荷をかけていないということと、同じ水量の水をいかに有効に活用するかということから逡増度の緩和ということもあるという気はします。

【吉田委員】工業地帯で考えると、以前はものづくりをしていた会社が多かったのですが、最近の傾向としては倉庫会社が多くなっています。土地が空くと倉庫が出来て、倉庫はあまり水を使わないと思います。将来的に工業地帯の大口需要家が使用する水の量も減少していくと思われます。そうすると減少した分は、一般の需要家が負担していかなければならないという気がします。

【佐藤会長】大口の需要家の負担を引き下げると、口径20mmという一般的な標準世帯の方、ここが一番のボリュームゾーンであるとのことなので、水道経営を考えれば、この層の方々には少し負担をいただかなければならないということになりそうです。何かご意見等ないでしょうか。

【吉田委員】資料を見る限り、需要家の層の厚いところの負担が他市に比べて低いと思いますが、どうでしょうか。

【米山課長】1か月あたり一般家庭で口径20mm使用量が19m³の場合の料金は県内で一番安くなっています。

【吉田委員】横浜市料金はメリハリがあるといいますが、一般の需要家に対しては安いですが、大口需要家に対しては料金を上げています。それでも、他の自治体に比べて安いのですが、工夫はあるのでしょうか。

【望月主幹】横浜市料金の特徴的なのは口径別に従量料金が異なっていることです。これにより安定して収益を確保できている状況であると思います。

ただ、こういった意図でこのような体系にされているかは把握しておりません。

水道料金を比較した資料をご覧いただきたいと思いますが、口径ごとに習志野市の平均使用量と同量を使用した場合の料金比較をしております。横浜市は、口径50mmを除いて本市より高くなっております。

【吉田委員】使用量が多いほど料金が上がっていく料金体系ということでしょうか。

【望月主幹】資料をご覧いただくと各事業体の逓増度を記載しております。逓増度というのは、一番低い料金単価と一番高い料金単価を比較したのですが、習志野市と比較して横浜市では非常に高くなっております。

【佐藤会長】横浜市では、単身世帯から大企業まで需要形態がかなり異なっております。そのため、それぞれの需要形態に応じた料金体系を採っているのですが、逓増度が高くなってしまいます。一方で習志野市は需要形態がそれほど大きく異なっていません。先ほどの説明では大口需要家が7%程度ということで、逓増度が低くなっているのだと思います。この点も考慮して検討しなければならないと思います。

【田村委員】高齢化が進行し、高齢者だけの世帯が増えていると思います。そうするとガスや水道の使用量が減少していくと思います。どの程度の影響があるのでしょうか。

【佐藤会長】習志野市の需要形態として、一般家庭が7割を占めている現状からすると、高齢化の進行は、習志野市のほうが横浜市に比べて影響が大きいと思います。そういった点から、一般家庭にどの程度の負担をいただくのかの議論は避けられないと思います。

私自身も水の使い方の調査をしたことがあります。最近、食洗器や洗濯機など買い替えただけで節水ができるようになる点で技術革新が進んでおります。水道事業者にとっては、有収水量が減少していく原因となっています。聞いたところによるとトイレにおいては、以前は一度に13ℓの水を使用していたものが、現在は4ℓ以下の使用量になっているそうです。また、高齢者の世帯は入浴回数が減るということもあり、水需要が減少しています。今回の逓増度の緩和を検討する際に、一般家庭の料金をどうするかは非常に大きなテーマであると思います。

また、大口需要家ですが、千葉市内で地下水に転換した需要家を現地

調査いたしました。そうしたところ、千葉市内では、地下水を併用することで、料金を安くするということがかなり進んでいるという事実がございます。また、国の政策として、例えば病院であるとか学校などのいわゆる公的施設については、災害時等でも水が安定的に使用できるように、水道水とは別に地下水を併用することを厚生労働省では補助金を出してまで推進している側面もあるところです。

したがって、大口の需要家が構成比としては7%と大きくないですけど、収益に与える影響、特に地下水に転換した場合の減収幅の影響が大きいという点、そして大口需要家が地下水に転換した場合に、6,900万円計上していた利益が2,700万円の赤字になるということが現実に起きた場合には、その2,700万円を回収するという値上げが加わってきますので、先送りすればするほど、一般市民のみなさんの負担が高くなるということに将来発展していく可能性があるということも言えます。そうしたことを考えると大口需要家が転換しない料金水準を考えるほうが、習志野市の現状にとっては、合理的ではないかと思えます。具体的には、資料にもありますとおりA社の実例として、平成17年に480万円ほどであった1か月の水道料金が、令和4年には60万円と8分の1くらいまで減少しているということです。ただ、法律上、大口需要家が水道以外を使用することは全く問題ではありませんし、おそらく企業にとっては、このほうが合理的であると思えます。ただ、こういったことが起きることによって習志野市の水道が減収・赤字になって、その赤字を一般家庭の方が負担するということになるならば、より不合理な料金になるということを鑑みると、大口需要家が転換しない水準が必要というのは、明らかだと思います。

もう一点大口需要家の問題点は、地下水に転換しても、水道の契約は解除しません。したがって、大口の需要家で地下水を普段使用している需要家であっても災害時などで、需要家が用意した地下水が利用できない場合は、習志野市の水道を使用することになります。そうすると習志野市は普段は使用してもらえないけれど、不測の事態が生じて大口需要家が大量の水が必要になったときに、供給しなければいけない法律上の義務があるので、コスト削減ができない宿命を負っています。それを鑑みると大口需要家が転換しない政策をとることが理屈としては、合理的な気がします。

大口需要家の負担を低減するということは、従量料金をどのようにするのかということになると思えます。現在の使用量1,001 m^3 以上の区分の単価が346円ですが、この単価を下げるか否かは別として、使用量

1～10m³の区分の40円とのバランスを整理していくことになると思いますので、これについては、次回以降、もう少し具体的な料金表の案を提示していただければより発展的な議論ができると思います。事務局は次回以降資料をお願いします。

もう一点、料金改定40%という数字が具体的に示されると、現在の経済環境の中で40%上げること、机上の議論もしくは研究者としては、これが正しい数値ですと理解できますが、実社会においては、一度に40%上げること疑問も抱いています。この点について、皆さんはどのような考えでしょうか。事務局からは20%ずつ2回に分けて改定する案も示されています。おそらくどちらを採っても合理的で、理論的には、1度に40%上げたほうがより合理的だと思いますが、習志野市民にとってどちらが良いかも含めて意見ををお願いします。

【渡邊委員】収支見通しをみても施設の統廃合はやむを得ないと思います。40%の値上げという数字をみて驚きましたが、実際の料金になると基本料金と従量料金を合わせてどのくらいになるのでしょうか。

【望月主幹】標準的な家庭として20mm口径のメーターを設置して月の使用量が19m³の場合ですと、現在の料金は2,292円です。4割上げると916円の増ということになります。

【鈴木副会長】資料に事業収支と事業費用のグラフがありますが、キャッシュベースで考えていますか。減価償却費や長期前受金戻入等を含んでいますか。どのような基準で作成しているか教えてください。

【望月主幹】資料のグラフについては、減価償却費、長期前受金戻入をいずれも含めています。キャッシュフローではなく、純損益を基準としています。

【鈴木副会長】長期前受金戻入が多額ですが、くわしく説明をお願いしますか。

【望月主幹】長期前受金についてですが、まず固定資産を取得した場合、減価償却が発生します。固定資産のうち、補助金などで取得した資産の減価償却費相当額が長期前受金戻入となります。補助金等につきましては、我々実際国からの補助金はあまりいただいておりませんで、給水申込納付金といって、いわゆる加入金を年間約1億円から2億円程度、長期前受金戻入ですと、年間約4億円程度発生しております。

【佐藤会長】いま、鈴木副会長が提起した問題は水道料金を検討するうえで、避けては通れない議題です。平成26年の会計基準の改正で初めて導入された制度で、補助金自体は受領した年度に一括して現金が入りますが、決算においては毎年減価償却として費用が発生するので、補助金は減価償却の費用を低減するための収益として、現実には一括して補助金の収入があっても、毎年毎年収入があったものとみなして減価償却の費用を抑えます。ここで重要なのは、長期前受金戻入は収益として計上されますが、現金は入ってきませんので、キャッシュフローでは、収益的収支の数値が大きくなります。企業経営を考える際は本来、キャッシュベースで料金を考えることが合理的ですが、水道事業については、キャッシュベースで料金を計算することを法律が認めておらず、損益計算書ベースでしか計算してはならないとされています。ここが、民間企業の発想とは異なる点です。

先ほど、渡邊委員より料金改定率40%についての質問がされましたが、これは、すべての利用者が均等に40%上がるのではなく、水道料金収入額合計を40%上げるということなので、その内訳は次回以降の議論となってくると思います。したがって、平均として40%ですが、場合によっては一般標準世帯の方は45%、大口需要家は30%台の値上げということになって平均すると40%ということもあります。法律では、平均でまずは考えるという決まりですので、事務局の資料は法律どおりの資料が提示されていますが、実際には、均一に40%ということではなく、次回の事務局からの資料では、一般標準世帯と大口需要家で改定率が異なることになると思います。この議論は次回以降になるとと思いますが、平均改定率をどの水準で考えるか、ある程度の方向付けがないと事務局が資料を作成できませんので、平均改定率40%をよしとするのか、あるいは、あまりにも負担が大きいのので、平均改定率20%ずつで2回実施するという案も事務局から示されているところですので、この点について意見をいただければと思います。

【吉田委員】一つ質問ですが、安定的に経営するために必要な改定率が40%ということですが、将来的に見ても令和45年度ですと約4億円の赤字が発生するという推計になっていますが、改定率を40%にした理由はあるのでしょうか。20%の改定でも当面の赤字は解消できると思いますが、40%にした理由をお聞かせください。

【望月主幹】水道料金につきましては、総括原価方式が採用されております。水道事業の運営に掛かる費用を回収するための原価を積み上げます。それに加えて、現在保有している資産も安定供給を継続していくためには順次更新していかなければならないので、その財源を確保するための純利益も必要となってきます。この試算の方法につきましては、日本水道協会が料金改定の標準的な手引きを示しております、その手引きに従って試算した結果でございます。

【吉田委員】その結果40%改定しても、将来的に赤字になる推計です。一度40%の改定を行えばそれで解決するわけではないと思いますが、いかがでしょうか。

【望月主幹】おっしゃるとおり将来人口減少等を見越したなかで、給水収益が減少していきますので、40%上げても令和30年代には赤字に転じ、資金ショートもしてしまいます。そのため、料金に関しては4年ごとに見直しをして現行料金の妥当性を確認したうえで、赤字が見込まれる場合は、あらかじめ事前に料金の値上げを検討しなければならないと考えております。

【吉田委員】今回、40%上げても将来上乗せの可能性があるとということですか。令和45年度まで料金改定をしないということではなく、随時見直しをしていくということですか、現在の倍の料金になることもあるということですか。令和45年までしないということではなく、随時見直ししていくということになっていくこともあるということですね。

【渡邊委員】料金改定をした場合、令和35年度までは黒字を確保できている推計ですが、利用者としては、いきなりの40%の値上げよりは、まちづくり会議等でも2段階に分けての改定のほうが望ましいという意見があったようですので、私としても段階的に値上げしたほうが望ましいと感じます。

【田村委員】数値は今後変更の可能性がありますが、いきなり40%の値上げといわれるとインパクトが強すぎて受け入れられない方がほとんどだと思います。電気料金も上がる、物価もどんどん上がっていったら、いきなり40%は反発も大きくなると思いますので、段階的に値上げしたほうがスムーズだと思います。

【鈴木副会長】理論的には40%上げるべきなのかもしれませんが、市民の目線で考えますと、2段階で実施するほうがよろしいのではないかと考えます。

【佐藤会長】事務局に質問ですが、前回の料金改定は何年前でしょうか。

【望月主幹】平成17年ですので、18年前です。

【佐藤会長】吉田委員にお伺いしますが、例えば20年近く値上げをしないで、困ったときに一遍に値上げをするというのは、水道事業も一つの企業としてやっていますけれども、こういった考え方は民間の経営者としていかがでしょうか。

【吉田委員】基本的にはない話です。我々も値上げは適宜しているわけですが、小口の需要家でまれに注文がくるところがありまして、そういったところは改定をしていない場合もあります。その場合は、旧値で10年くらい据え置かせておいて今回ここ2~3年で急に値段が上がったので、さすがに据え置きができないということでお客様に説明をすると、10年間値上げしないで、急に4割も上げるとなると大幅な値上げになるので、お客様も、今まで放っておいていきなり値上げするのかとおっしゃいます。ですからそこは十分説明しないとイケません。17年間値上げしてこなかったこと、これは企業局の努力だと私は思いますが、一般の市民の方は、17年間放置していきなり足元が厳しくなったから値上げだととらえられるとかなり市民の方から抵抗があると思います。我々も事実としてお客様から言われますので、抵抗はかなり強いと思います。そこをどう説明するかだと思います。企業局の努力だと思いますが、努力だと評価してくれる需要家がどれだけいるかだと思います。

【渡邊委員】そう考えると2段階だけではなく、3段階、4段階など先をみた5年ごとの改定などもあってもよいと思います。

【吉田委員】私も施設見学をさせていただきましたが、施設の老朽化が一気に進んでいて、これに対処しないと供給が成り立たない状況になっていると思います。平成18年に値上げして今まで頑張ってきたけれども施設が相当傷んでいて改修、統廃合するために多額のお金がかかるということで、今回の料金改定の検討に至っていると思いますので、そこはや

はり需要家に説明をして、そうしないと市の水が安定的に供給できなくなってしまうという危機感の中で、今回の統廃合と施設改修だと思いますので、そこをきちんと需要家に説明していくことが必要だと思います。施設はかなり傷んでいました。また、施設維持に相当経費が掛かっているだろうというのを感じました。

【望月主幹】17年間改定をしてこなかったわけですがけれども、私共といたしましては、まず経費節減をして料金値上げを抑えてきました。我々と同じように全国の水道事業者が料金を値上げしてこなかったわけでございます。しかしながら、水道法改正がされて定期的に経営状況を確認して適正な料金にしていかなければならないとされました。そういった中で我々も料金改定の検討を始めたところでございます。それと、現在、経営状況が非常に厳しくなっている大きな理由の一つといたしまして、第1給水場を令和元年度に更新いたしました。非常に大きな施設で改修費用に約50億円掛かっています。それによって減価償却費が増加して、損益が悪化しています。そういった大規模な改修は定期的に発生するものではなく、何十年に1回発生するものなので、今後はそれを見越した経営をしていかなければならないと考えています。

【佐藤会長】事務局に要望をします。今回原案として改定率40%となりましたが、この理由というのは今まで、我慢して先送りしてきたことをきちんと整理しなければならないということで40%という結果になったと思います。これは、やむをえないことですし、施設の老朽化に伴う必要性も委員の皆さんから概ね合意が得られた気がします。一方で、料金は安ければ安いほど良いけれども先送りして我慢を重ね困ったときに一度に上げるのが市民に対するサービスなのか定期的に家計に響かない程度に数パーセントなど、大きな影響がない形での料金値上げで健全にやっていくのが良いのかといった論点だったと思います。それを鑑みると水道事業は水道施設がある以上、作ったときから劣化していつか更新が必要になるのは宿命の産業ですので、値上げするかどうかは別として計画的、規則的に料金が適正かどうかを見直して、考えていく仕組みは取り入れてほしいと思います。

【望月主幹】現状の経営状況を確認した中で、適正な料金に設定してお客様にお支払いいただく、それを先送りするほど後々の改定率が上がっていく、その面では、現在のお客様と将来のお客様の負担の公平性が担保で

きない状況になってしまいますので、可能な限り適正な時期に適正な料金に改定していくべきだと思います。しかしながら、使用者の皆様には家計の計画、大口の需要家の皆様には企業経営の計画がある中で、急激な値上げとなると対応がしにくくなると思いますので、段階的な値上げが妥当ではないかと考えています。

【佐藤会長】事務局としては、改定率40%を一度に上げる案と20%を2回に分ける案どちらであってもかまわないという認識ですか。

【望月主幹】お客様の負担を考える中では、2段階での値上げのほうが適正ではないかと考えています。

【佐藤会長】事務局からは理論的には改定率は40%だが、20%の改定を2回と分けることで対応していく可能性もあるということでした。

【吉田委員】2段階での改定という提案ですけれども、例えば、20%を2回ではなく、20%上げた後、10%、10%等3段階での改定はできないのでしょうか。資料を見ても、1回目で20%上げると黒字を確保できる試算となっています。いったん黒字にすることは大事だと思います。次に5年後くらいに10%上げて黒字を維持しながら、また5年後に10%上げるという形で黒字の幅はなだらかになってしまいますが、一気に黒字に回復するのではなく緩やかに回復するような3段階ということはできないのでしょうか。一般の需要家としては考えていただきたいと思います。

【望月主幹】3段階というのは可能か不可能かであれば可能です。ただ、料金の設定に関しましては、地方公営企業法と水道法において、公正妥当でなければならないと定められています。公正という意味では、本来40%値上げしてお支払いいただくことが公正であると考えています。それを2段階に分けることによって、現在のお客様本来の40%の値上げではなく、20%の値上げだけ負担することになりますので、現在のお客様と将来のお客様との公平性も勘案しなければならないので、適正な時期に適正な料金という意味では、可能な限り早く理想的な料金に改定したいと考えております。そうであれば2段階が妥当だと考えております。

【吉田委員】今、公正性、妥当性とありましたが、人口は流動的ですので、それほ

ど意識しないでも、市民の納得できるところで段階的に改定してもよいのではないかと考えています。

【佐藤会長】今、吉田委員が提起されたとおりで、理論的には毎年改定するのが合理的かもしれませんが、実務としてあるいは地方公共団体の政策運営としては不合理なので、おおむね4年に1回程度定期的に見直す法律ではされています。したがって、これまで、4年に1回のサイクルが乱れて17年間改定していなかったことが問題になっていることを鑑みると、まずは、定期的計画的に見直すサイクルを取り入れてください。また、2段階にするか3段階にするかという点については、案としてはあると思いますが、仮に4年に1回で3段階だとすると12年となってしまうので、今回は当面4か年と次の4か年くらいまでの方向付けでそれから先は不確定要因が増えてしまうので、2段階とするのが合理的だと思います。

その他意見等無いようであれば本日の議論のまとめをしたいと思いません。施設の統廃合については、経営戦略にも反映させてください。

40%の改定が必要であることへの理解はしたが、実際の改定は20%を2回程度でというのが委員の共通の意見ではなかったかと思いません。

こうしたことを踏まえると次回以降は、逡増度のバランスを考えていくことと大口需要家に対する政策についてが検討項目となると思いません。

なにか、委員の皆さんから補足することはないでしょうか。

それでは、いまの点を今回の意見・要望として事務局にお伝えするとともに、次回の懇話会でさらに議論が進みますように資料の準備をお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、追加の意見等がある場合には、事務局に連絡をお願いします。

また、事務局に対しましては、本日の議事については、非常に多くの今後の習志野市企業局の経営方針の考え方の骨格にかかわるヒント・意見があったと思いますのでぜひ実務に活かしてほしいと追加で要望いたします。

以上をもちまして、第2回懇話会を閉会いたします。

以上